

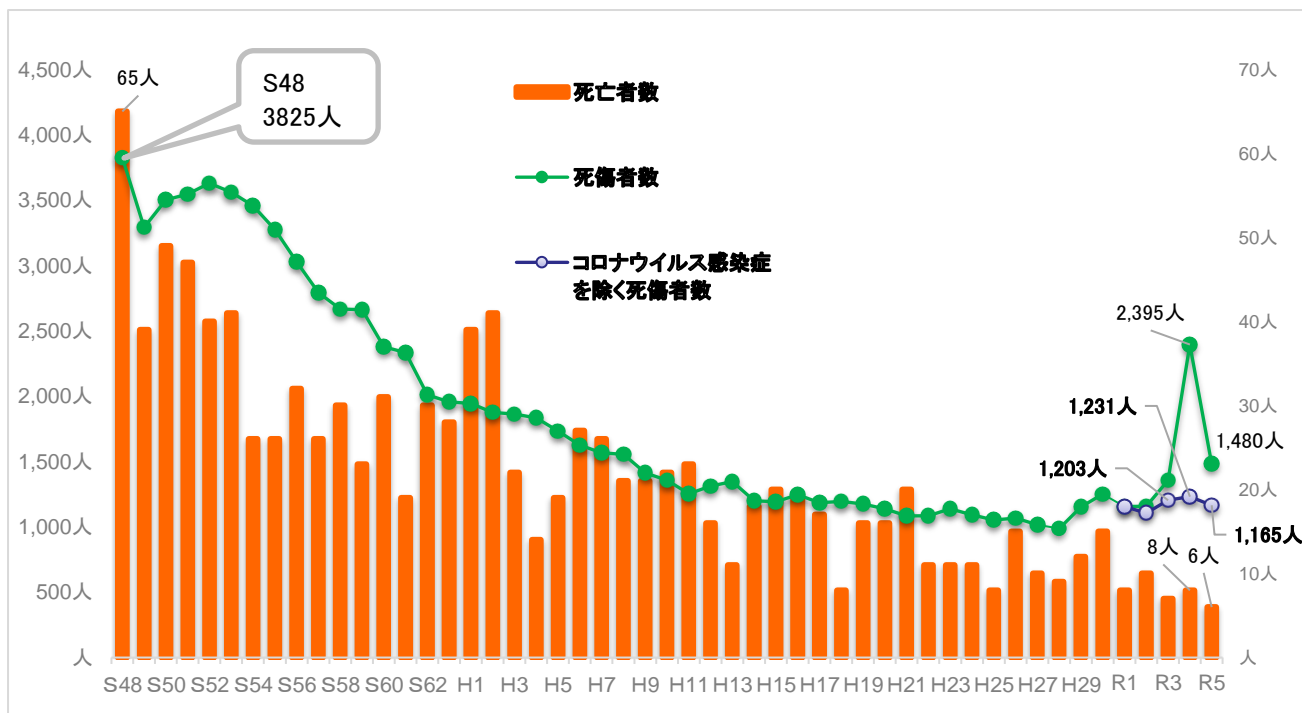
# 安全運転管理者等 法定講習資料 (R6)

## 目次

- ① 労働災害発生状況の推移 . . . . . 1
- ② 石川県内における交通労働災害発生状況 . . . . . 2
- ③ 交通労働災害防止のためのガイドライン . . . . . 3
- ④ 交通労働災害防止のための教育のポイント . . . . . 6
- ⑤ リスクアセスメントを実施しましょう . . . . . 7
- ⑥ トラック運転者の『改善基準告示』 . . . . . 8
- ⑦ 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)の適正な締結・運用 . . . . . 9
- ⑧ 年5日以上有給休暇の確実な取得 . . . . . 9
- ⑨ 月60時間超え時間外労働の割増賃金率引き上げ(5割増以上) . . . . . 9
- ⑩ 令和6年4月1日以降の労働条件通知書の明示事項の追加 . . . . . 9
- ⑪ 石川労働局第14次労働災害防止計画(概要) . . . . . 10
- ⑫ エイジフレンドリーガイドラインの概要 . . . . . 11
- ⑬ いしかわ4S+2024運動展開中 . . . . . 12



## 労働災害発生状況の推移(石川労働局)



厚生労働省 石川労働局労働基準部・各労働基準監督署

# 交通労働災害を防止するために

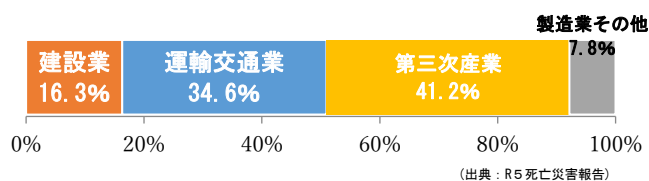
交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。「交通労働災害防止のためのガイドライン」(P3～5)に基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

## 全国の死亡災害（交通事故）の6割は 運輸交通業以外の業種で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、2割弱が労働者の送迎中など建設業で発生しています。運輸交通業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

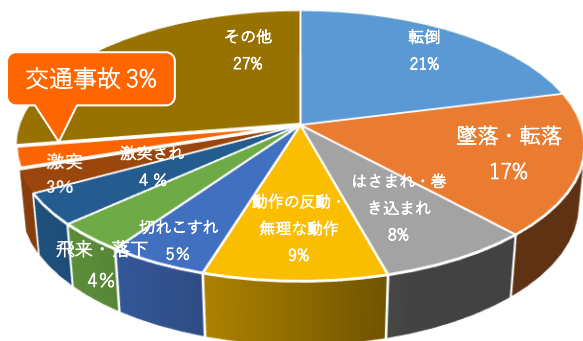
死亡災害（交通事故）の業種内訳（令和5年）



## 石川県内における交通労働災害発生状況

### 【死傷災害に占める事故の型の割合】

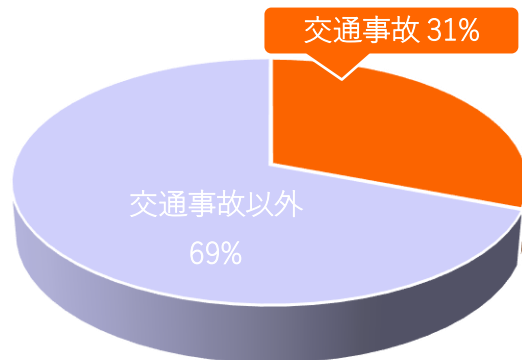
直近5年間（H31～R5）合計



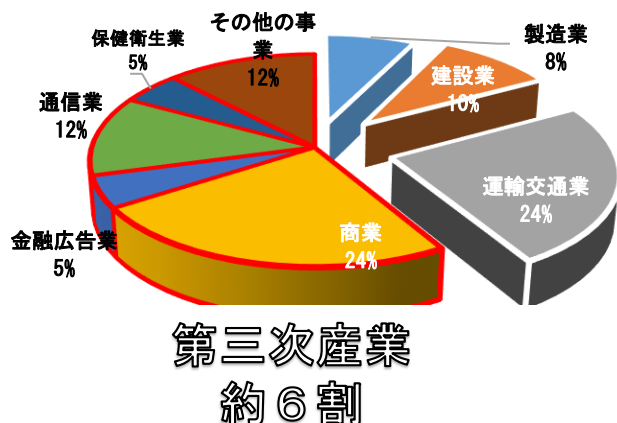
### 【死亡災害に占める交通事故の割合】

直近5年間（H31～R5）合計

交通事故以外 69 %



### 【令和5年 交通労働災害の業種別の死傷者数割合】



#### Point!

過去5年間における死傷災害に占める交通事故の割合はわずか3%に対し、死亡災害に占める割合は31%！

令和5年の全産業における第三次産業の占める割合が約6割であり、交通労働災害は、自動車を使用するあらゆる業務で発生するリスクがあります。



## 第1 目的

### 1 目的

改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年告示第7号））とともに

- ・ 交通労働災害防止のための管理体制の確立
  - ・ 適正な労働時間等の管理及び走行管理
  - ・ 教育や健康管理の実施
  - ・ 交通労働災害防止の意識高揚
  - ・ 荷主及び元請による配慮
- などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的としたものです。

### 2 対象となる交通労働災害

道路上と事業場構内の自動車と原動機付き自転車（以下「自動車等」という）の交通事故による労働災害です。

### 3 事業者及び運転者の責務

事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、本ガイドラインを指針として、事業場での交通労働災害を防止しましょう。

労働者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害防止のため、事業者の指示等必要な事項を守り、事業者に協力して交通労働災害防止に努めましょう。

## 第2 交通労働災害防止のための管理体制等

交通労働災害防止専門家検討会報告書（以下、「報告書」という。）では、安全に対する組織の関与が低い場合に、交通労働災害等が発生しやすいとなっています。

### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対し必要な教育を行いましょ。

### 2 方針表明、目標設定、計画作成・実施・評価・改善

事業者は安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょう。

目標達成のため、労働時間管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、その実施、評価及び改善を行いましょ。

### 3 安全委員会における調査審議

安全委員会などで、交通労働災害防止について調査・審議しましょう。

## 第3 適正な労働時間等の管理、走行管理 ~約3割の交通労働災害が、深夜から早朝の時間帯で発生~

### 1 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

○疲労による交通労働災害の防止のため、改善基準告示を遵守し、適正な走行計画によって運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょ。

○十分な睡眠時間の確保のために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょ。

○高速乗合バス及び貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するために、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょ。

### 2 適正な走行計画の作成等

○次の事項を記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょ。

- ① 走行の開始・終了の地点、日時
- ② 拘束時間、運転時間と休憩時間
- ③ 走行に際して注意を要する箇所の位置
- ④ 荷役作業の内容と所要時間（荷役作業がある場合のみ）
- ⑤ 走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

報告書では、休憩時間が8時間未満、拘束時間が13時間超、運転時間が9時間以上の場合に交通労働災害等が発生しやすいとなっています。

○運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握しましょ。走行計画どおりに走行できなかったときは原因を把握し、次回の走行計画を見直しし、運転者の疲労回復に配慮しましょ。

◀ 走行計画作成例 ▶

走行経路と主な経過地における出発時間と到着時間の目安を入れましょう					拘束時間・運転時間・休憩時間を入れましょう	
経路	経路				運転時間	休憩時間
目的地	名称	所在地	作業内容	作業時間	作業指示	
経路	国道8号線→のと里山海道(始点・終点)				3時間	30分
目的地①	穴水支店	穴水町川島	30箱荷卸し	30分	昼食後、13:00から開始すること	
経路	国道249号線→七尾田鶴浜バイパス				1時間	
目的地②	七尾支店	七尾市小島町	50箱	60分	七尾支店〇さんに手伝いお願い済み。	
経路	県道2号線→のと里山海道(柳田・始点)→8号線				2時間	20分
9月26日						
荷役作業の内容及び所要時間を入れましょう						
出発/到着	名称	所在地	開始/終了目安	走行上の注意		
出発	小松支店	小松市日の出町	8:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇付近はカーブが多く道幅が狭いため注意すること。</li> <li>渋滞最後尾に注意すること。</li> <li>サービスエリア、コンビニなどで休憩をすること。</li> </ul>		
到着	松支店	小松市日の出町	18:00			
走行の開始・終了の地点、日時を入れましょう				注意事項などを入れましょう		

走行計画を作成する際は、深夜・早朝時間帯の走行を可能な限り避けるとともに、十分な休憩・仮眠時間を確保してください。

3 点呼の実施及びその結果への対応

報告書では、普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合、交通労働災害等が発生しやすいとされています。

○疾病、疲労、睡眠不足、飲酒などで安全な運転をできないおそれがないか、乗務開始前の点呼で報告を求め、結果を記録しましょう。

○睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど必要な対策を取りましょう。

4 荷役作業を行わせる場合の対応

報告書では、荷役作業を毎回実施する場合、交通労働災害が発生しやすいとされています。

○事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。

○荷役作業の身体負担を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付けましょう。

○荷を積載するときは、最大積載量を超えないこと、偏荷重が生じないようにしましょう。

第4 教育の実施

1 教育等の実施

報告書では、運転者への教育項目を充実させると交通労働災害等が発生しにくいとされています。

◆ 雇入れ時等の教育

交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調維持の必要性の教育をしましょう。必要に応じ、ベテランが添乗し実地指導をしましょう。

◆ 日常の教育

改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間確保、交通事故発生情報、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要な情報、交通安全情報マップ、関係法令改正などの教育をしましょう。

◆ 交通危険予知訓練

イラストシート、写真等を用いて危険性を予知し、防止対策を立てることで安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を実施しましょう。

2 運転者認定制度など

○教育指導の受講者、試験合格者に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入しましょう。

マイクロバス・ワゴン車等で労働者を送迎する場合は十分技能がある運転者を選任しましょう。

## 第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

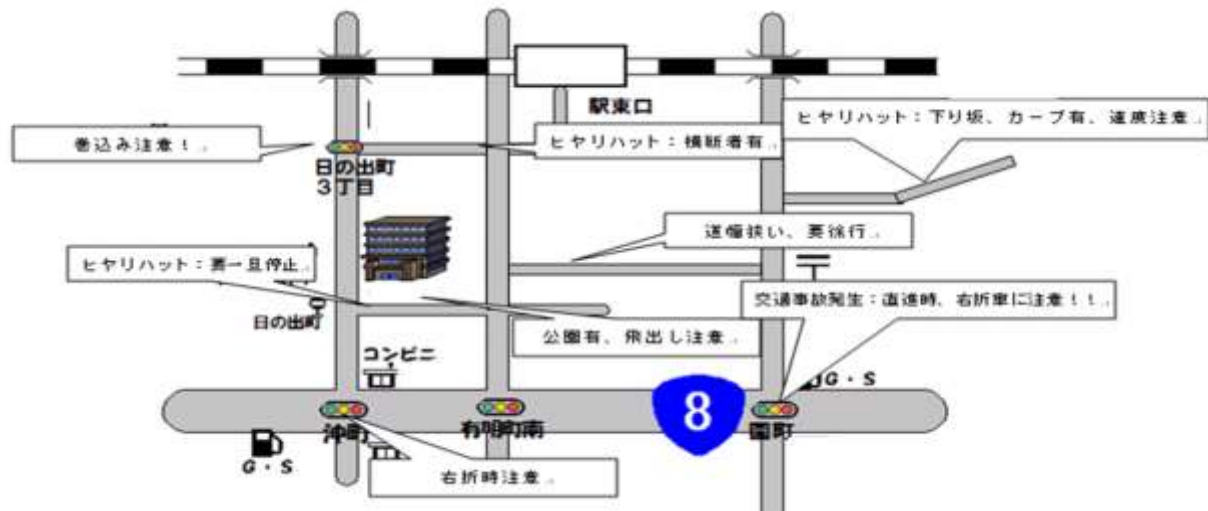
報告書では、意識の高揚のための活動を活性化させると交通労働災害等が発生しにくいとされています。

### 1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

○ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

### 2 交通安全情報マップの作成

○交通事故発生情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例に基づき、危険箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示などを行きましょう。



## 第6 荷主・元請事業者による配慮

報告書では、荷主からの急な要求を受容した割合が高い場合に交通労働災害が発生しやすいとされています。

荷主と運送業の元請事業者（以下「荷主等」という）は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょう。

○荷主等の都合による直前の貨物増量による過積載運行を防止しましょう。

○到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を遵守した安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更等を実施しましょう。

○荷主等は改善基準告示に違反し、安全走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょう。

○荷主等は積込・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。

## 第7 健康管理

### 1 健康診断

運転者に健康診断を確実に実施し保健指導を行うとともに、所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき適切な対応を実施しましょう。

### 2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に、面接指導とともに、労働時間の短縮等適切な措置を実施しましょう。

### 3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場での健康の保持、増進に努めましょう。

### 4 運転時の疲労回復

運転者に、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

## 第8 その他

### 1 異常気象などの対応

異常気象や天災の場合は、安全確保のため、走行中止や一時待機等運転者に必要な指示をしましょう。

### 2 自動車の点検

事業者は走行前に点検等必要な点検をして、異常があった場合は直ちに補修などの措置をとりましょう。

### 3 自動車の安全装置等

自動車に必要な安全装置を整備しましょう。

## 交通労働災害防止のための教育のポイント

転倒	傾向	配達でバイクや自転車を使用する小売業で多く発生しています。 特に、冬季の凍結等によるスリップ事故や雨などで濡れて滑りやすい路面等（石畳やマンホールの蓋、横断歩道等）でスリップする事故が多く発生しています。
	ポイント	北陸は降雨、降雪日が多いため、バイクや自転車の運転でも路面等に配慮する教育とヒヤリ・ハット活動等の実施が効果的です！
正面衝突	傾向	冬季の凍結等によるもの、大雨によるスリップによるもの、大雨による視界不良によるもの及びわき見によるものが多く発生しています。また、その多くが深夜から早朝の時間帯に発生しています。
	ポイント	冬季の凍結等や大雨等の異常気象時等の際の取り決め・措置と運送事業者、荷主・元請事業者の連携による取組みを推進してください！ また、疲労による事故を防止するため、改善基準告示等を遵守してください！
接触	傾向	第三次産業、中でも保険業や通信業で多く発生しています。また、昼過ぎに多発する傾向にあります。相手が信号や一旦停止を無視したものが多くなっていますが、自分が信号や一旦停止を無視したことによるものも少なくありません。 このほか、バイクによる接触事故も多く発生しています。
	ポイント	まず、基本の左右確認を徹底してください！また、無理な右折は事故の元です。 ヒヤリ・ハットの事例や交通事故情報を集めて交通安全情報マップを作成、運転危険予知訓練の実施が効果的です！
追突	傾向	事故や信号待ちで停車中の自動車、渋滞の列、路上駐車中の自動車に追突したものなどが多くなっています。原因として、前方不注意により、前走する車のスピードダウンや停車中の事故車などの発見が遅れることが多くなっています。また、深夜の時間帯に多発する傾向にあります。
	ポイント	交通危険予知訓練等の教育の実施で回避できた事故があります。また、時間に余裕が無いときに発生するケースもあり、遅延に対する運送事業者と荷主・元請事業者の連携した取組みと疲労による事故を防止するため改善基準告示等の遵守が求められます！
追突され	傾向	信号待ちのところに追突されたもの、走行中に追突されたもの、右折待ちのところに追突されたものが多く発生しています。
	ポイント	追突事故の第2当事者となる場合ですが、自身が第1当事者とならないためにも、事業場においてガイドラインに基づく対策と安全運転を徹底してください！
車対物	傾向	建設業や警備業で多く発生しています。工事中や降車時に事故に遭うものが主です。また、事故の中には、工事標識や誘導者を配置していなかったものもあります。

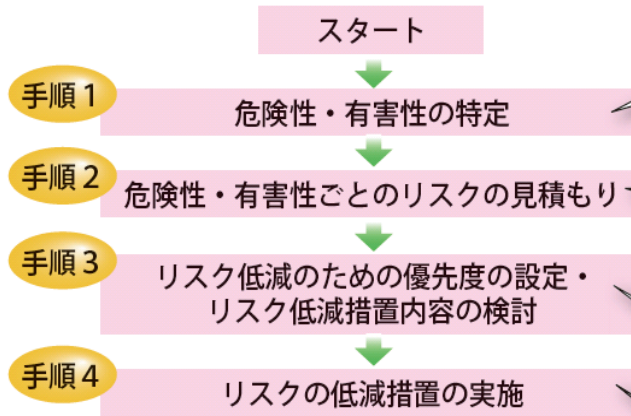
	ポイント	<p>運転者は交通事故において第2当事者等になります。</p> <p>無事故達成のため、事業場において交通労働災害防止のための管理体制等を整備し、ガイドラインの運用が重要です。</p> <p>また、工事標識の設置、誘導員の配置、夕方から早朝に掛けて作業する労働者は夜光反射材を着用してください！</p>
車対人	傾向	<p>冬季の凍結等によるもの、わき見によるもの、速度超過によりカーブを曲がりきれなかったものが多くなっています。</p> <p>中には、アクセルとブレーキの踏み間違えによるものや薬の副作用による運転操作誤りなども発生しています。</p>
	ポイント	<p>日常の教育を継続し、交通労働災害防止に対しての意識を高揚させることが重要です。また、状況に応じ、荷主・元請事業者による遅延等への取組みや安全運転管理者による点呼等の実施、健康管理が求められます。<u>持病等で薬を服用する労働者については、定期健康診断等で把握し、場合により就業制限をする必要があります。</u></p>
その他	傾向	<p>発生状況として、サイドブレーキを引き忘れて降車したり、パーキングに入れなまま降車したのや自動車の後部座席に乗り込む前に発車して負傷したものなどがあります。</p>
	ポイント	<p>自動車の運転操作の基本を徹底するため、教育を実施しましょう！</p>

## リスクアセスメントを実施しましょう

### 1 リスクアセスメントとは

作業現場や作業自体にある危険性又は有害性を特定し、災害の重篤度や災害発生の可能性などを組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、リスク低減措置を検討し、その結果を記録する一連の手法で、個々の事業場（会社）が作業の実態や特性を的確にとらえて行う自主的な安全衛生対策です。

### 2 一般的なリスクアセスメントの基本的な手順



**手順1** 機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて危険性・有害性を特定します。ここでの危険性・有害性とは、労働者に負傷や疾病をもたらす物、状況のことで、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものをいいます。危険性・有害性は「ハザード」ともいわれます。

**手順2** 特定したすべての危険性・有害性についてリスクの見積もりを行います。リスクの見積もりは、特定された危険性・有害性によって生ずるおそれのある負傷・疾病の重篤度と発生可能性の度合の両者の組み合わせで行います。

**手順3** 危険性・有害性について、それぞれ見積もられたリスクに基づいて優先度を設定します。

**手順4** リスクの優先度にしたがい、リスクの除去や低減措置を実施します。

- リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。
- ① 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更など
  - ② インターロックの設置などの工学的対策
  - ③ マニュアルの整備などの管理的対策
  - ④ 個人用保護具の使用

- 実施時期**
- ・設備、原材料、作業方法などを新規に採用、または変更するなど、リスクに変化が生じたときに実施
  - ・機械設備の経年劣化、労働者の入れ替わりなどを踏まえ、定期的実施
  - ・既存の設備、作業については計画的に実施

# トラック運転者の『改善基準告示』～2024年（令和6年）4月1日施行～

主な項目	主な内容
<b>1年、1か月の拘束時間</b> 1年 <b>3,300時間</b> 以内 1か月 <b>284時間</b> 以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可 (①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
<b>1日の拘束時間</b>	<b>13時間</b> 以内（上限 <b>15時間</b> 、14時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、 <b>16時間</b> まで延長可（週2回まで） ※:1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休憩期間が住所地以外の場所におけるものである場合
<b>1日の休息期間</b>	連続 <b>11時間</b> 以上与えるよう努めることを基本とし、 <b>9時間</b> を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、連続 <b>8時間</b> 以上（週2回まで） 休憩期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に連続 <b>12時間</b> 以上の休息期間を与える
<b>運転時間</b>	2日平均 <b>1日:9時間</b> 以内 2週平均 <b>1週:44時間</b> 以内
<b>連続運転時間</b>	<b>4時間</b> 以内 運転の中断時には、 <b>原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）</b> 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA、PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、 <b>4時間30分</b> まで延長可

改正された告示や通達などの詳細は  
 厚生労働省ホームページをご覧ください

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



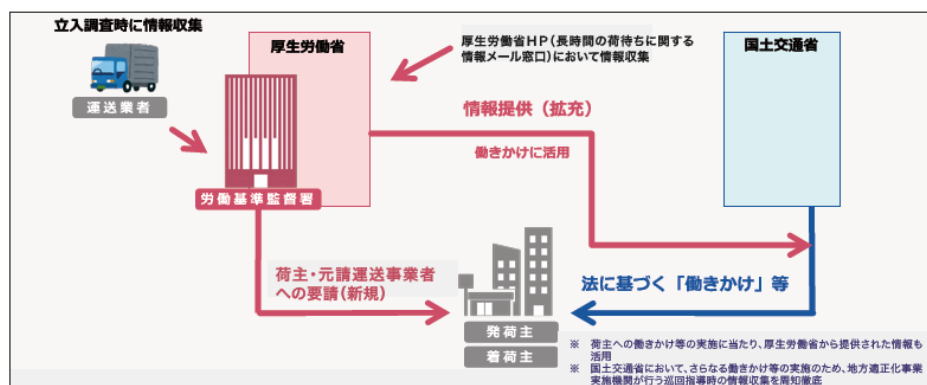
- 改善基準告示違反になるような長時間の荷待ちが疑われる場合は、労働基準監督署から**荷主等**に対して「**要請**」を行います。
- また、厚生労働省から国土交通省に情報提供を行い、国土交通省から荷主等に対して法に基づく「**働きかけ**」等を行います。
- 発荷主に加えて、**着荷主**や**元請運送事業者**についても「**要請**」「**働きかけ**」等の対象になります。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署





# 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)の適正な締結・運用

労働基準法が改正され、法律に規定された上限規制に対応した36協定を締結・届出し、36協定に定めた内容を遵守した上、日々の労働時間を管理する必要があります。

## 時間外労働の上限規制

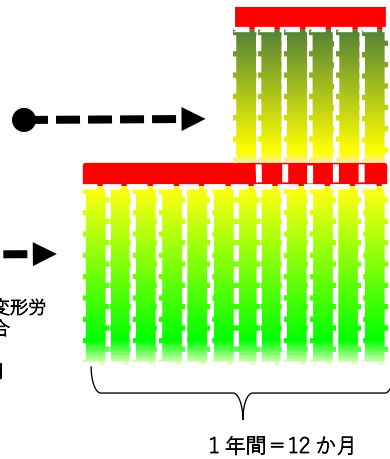
### 法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間\*
- ✓月100時間未満\*
- \*休日労働を含む

### 法律による上限 (限度時間の原則)

- ✓月45時間
- ✓年360時間

※1年単位の变形労働時間の場合  
月42時間  
年320時間



◆ 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。  
□ 適用除外の場合も、限度時間を勘案することが望ましいことに留意してください。

自動車運転の業務における時間外労働及び休日労働

	1か月	1年
原則	45時間	360時間
上限	-	960時間

休日労働の回数は2週について1回が限度です。

### 医師の時間外労働の上限規制

医療機関に適用される水準		特別延長時間の上限 (事業場単位の上限)	時間外・休日労働時間の上限 (個人単位の上限)
原則	A水準	月100時間未満/年960時間	月100時間未満/年960時間
特例水準 ⇒対象者の名簿を作成	連携B水準 (医師派遣を行う病院) ⇒自院での時間外・休日労働は年960時間であるが、就業・就業をした場合、年1,860時間まで時間外・休日労働させることができる	月100時間未満/年960時間	月100時間未満/年1,860時間
	B水準 (救急医療等)	月100時間未満/年1,860時間	月100時間未満/年1,860時間
	C水準 (臨床・専門研修) (高度医療の修得研修)	月100時間未満/年1,860時間	月100時間未満/年1,860時間



※月100時間未満の上限については、面接指導による例外あり

### 建設業の時間外労働の上限規制 (災害対応のための例外)

	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	災害における復旧および復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合
手続き	専用の様式であらかじめ36協定を届出 (労働基準法施行規則 様式第9号の3の2 または様式第9号の3の3)	事前の許可または事後の届出 (労働基準法施行規則 様式第6号)
効果	36協定で定める範囲内で 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取り扱い	【適用なし】 ✓月100時間未満 ✓複数月平均80時間以内 【適用あり】 ✓年720時間 ✓月45時間超は年6か月まで	適用なし

●使用者は、年10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に基準日から1年以内に5日以上の年次有給休暇を取得させなければなりません。

なお、労働者が年次有給休暇を5日取得しない場合は、事業主が労働者の取得時季の意見を聞いた上でその意見を尊重し、年次有給休暇の時季指定を行う必要があります。(就業規則の規定の整備も必要)

中小企業も、月60時間を超える法定時間外労働時間に対する割増賃金率を50%以上にしなければなりません。(2023年(令和5年)4月1日施行)

労働条件明示事項として、就業場所・業務の変更の範囲が追加されました。有期契約労働者の場合は更新上限の有無と内容、無期転換申込機会と転換後の労働条件も追加されました。

(2024年(令和6年)4月1日施行)

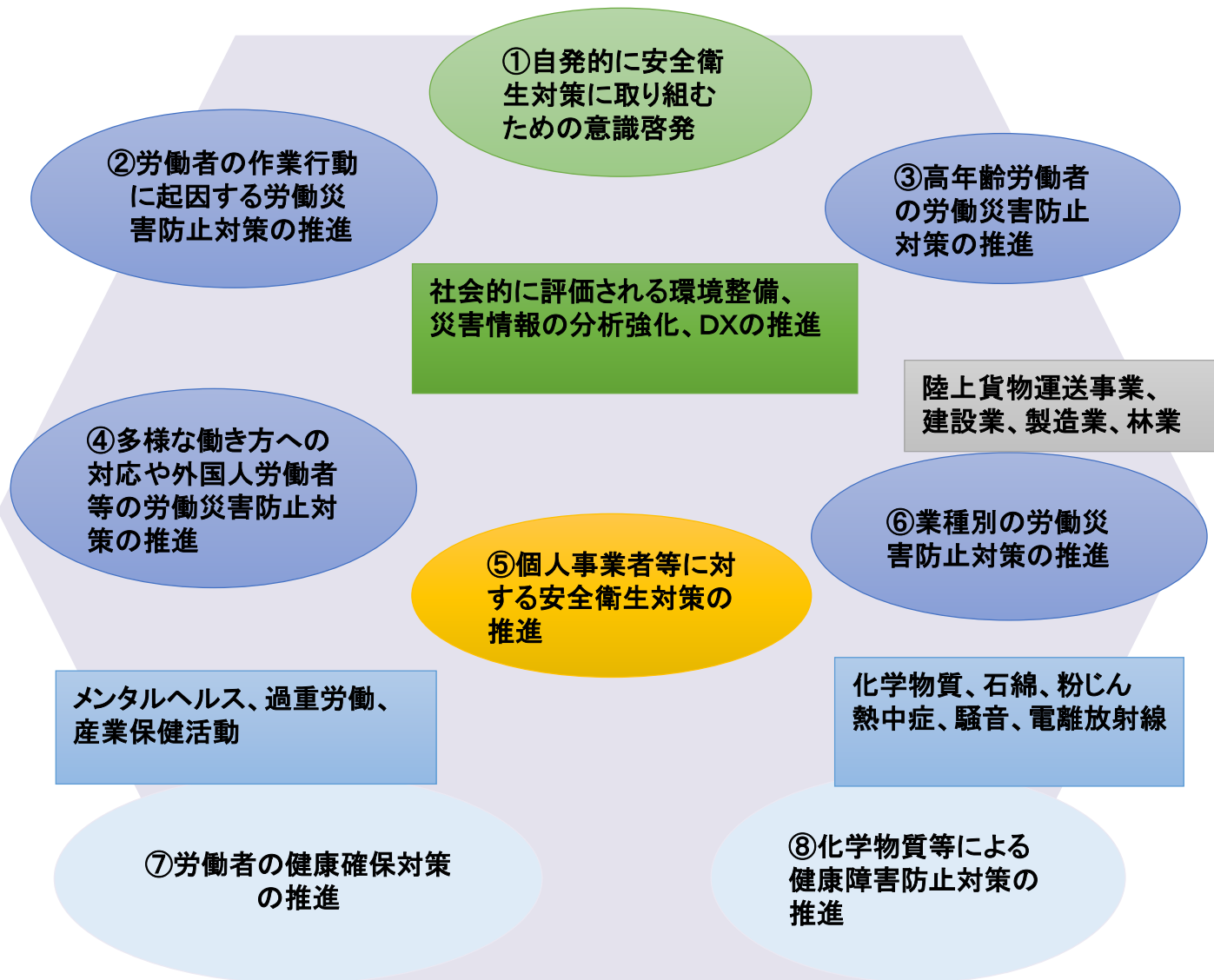
# 石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

## ○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

## ○8つの重点対策



# 石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
------------	-----------

## ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
--	---

## ○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
--	--

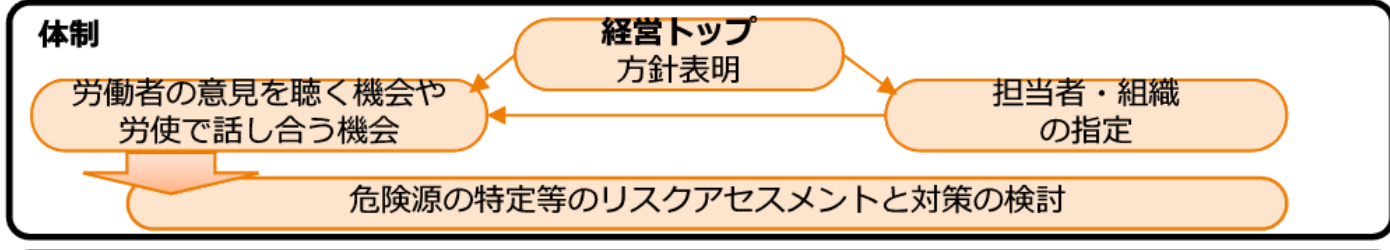
## ○労働者の健康確保対策の推進

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。
--	---------------------------------------

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上  
労働災害発生率は、若年層に比べ高齢年齢層で高い



**目標**  
**死亡災害：第13次防期間中の合計値の15%以上減少**  
**死傷災害：第13次防期間中の最小値の5%以上減少**



具体的取組		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	人のリスク	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等） 健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

# いしかわ4S+

2024 運動展開中！！

## 1S 整理

必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分する。

## 2S 整頓

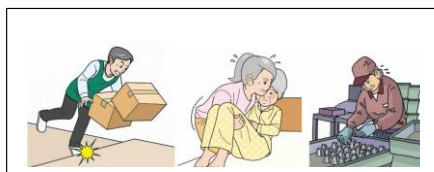
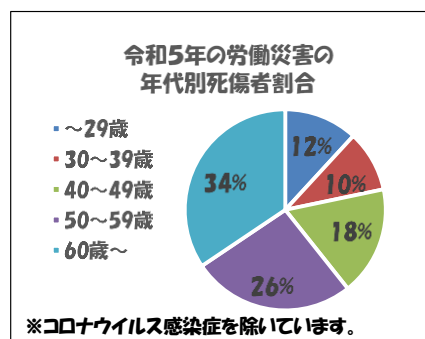
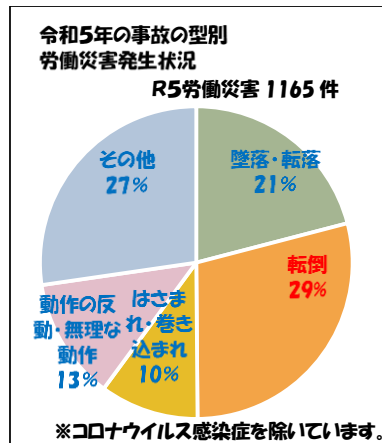
必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように配置する。

## 3S 清掃

身の回りをキレイにしてゴミや汚れを取り除く。

## 4S 清潔

整理、整頓、清掃を繰り返し、快適な状態を維持する。



## +1 ストレッチ

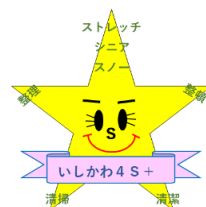
カラダをほぐして柔軟性を高める。

## +2 シニア

高齢労働者(50 歳以上)対策を推進する。

## +3 スノー

冬季の転倒災害を防止する。



石川労働局労働基準部健康安全課

厚生労働省では、転倒予防・腰痛予防の取組を推進しています。具体的な対策の内容はこちらをチェック



転倒予防・腰痛予防の取組

検索

